

学校感染症による出席停止について

保健部

1) 学校保健安全法による学校感染症と出席停止期間

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1またはH7N9）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤の治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 * その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など）	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

2) 出席停止扱いについて

感染症名・出校停止期間・受診した医療機関名又は医師名が記載された証明書を学校へ提出することにより、出席停止扱いとします。

(病院所定の証明書でも、ホームページ掲載の「出席停止証明書」でも構いません。)

*インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、罹患したとわかるもの（検査結果、薬の説明書など）を提出することにより、「出席停止証明書」を保護者が記載しても構いません。なお、症状・出席停止期間によっては、医師が記載した証明書を求める場合もあります。